

## 都市税財源の充実確保に関する重点提言

今日の地方財政は、社会保障関係費の自然増や防災・減災事業、地域の活性化等の課題に対応するために必要な財源が年々増加していることなどにより、徹底した行財政改革に努力しているにもかかわらず、なお巨額の財源不足が生じており、本来は、地方交付税の法定率の引上げ等により対処すべきところを臨時財政対策債等による財源補てん措置により一般財源総額が確保されているのが現状である。

よって、国は、都市自治体の実態を踏まえ、安定的な財政運営に資するための都市税財源の充実強化について、次の事項の早期実現のため、適切な措置を講じられたい。

### 記

#### 1. 地方税財源の充実強化

(1) 地方が担う事務と責任に見合う税財源配分を基本とし、当面、税源移譲による国・地方の税源配分「5：5」の実現を図ることにより、地方の財政自主権を拡充すること。

また、都市自治体が行う住民生活に直結した行政サービスの財政需要の急増と多様化に迅速かつ的確に対応できるよう、一般財源を充実確保する観点から、税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系を構築すること。

(2) 消費税率（国・地方）の引上げについては、持続的な社会保障制度を構築し、その安定財源を確保する観点から、平成27年10月からの措置についても法の規定に基づき適切に対応すること。

(3) 消費税率（国・地方）の引上げによる地方消費税の充実と併せて、地方法人課税の在り方を見直すことにより税源の偏在性を是正する方策を講じるとされているが、その具体的な制度設計等の検討に当たっては、都市自治体の意見を十分に踏まえて行うべきである。その際、企業誘致や地域の産業経済の活性化のための様々な施策を通じて税源涵養を図っている都市自治体の努力が報われる税制を堅持すること。

(4) 自動車取得税については、その税収の7割が市町村に交付されている貴重な財

源であることから、その見直しに当たっては、都市財政運営に支障が生じることのないよう、安定的な代替財源を必ず確保し、この措置が同時に実施されない限りは、現行制度を堅持すること。

また、自動車重量税についても、税収の4割が市町村に譲与されている現状を踏まえ、その見直しに当たっては、都市財政運営に支障が生じることのないよう、所要の財源を確保すること。

- (5) 固定資産税は、市町村税収の大宗を占める重要な基幹税目であり、市町村の行政サービスを支えるうえで不可欠なものとなっていることから、引き続き、その安定的確保を図ること。

とりわけ、償却資産に対する課税については、国の経済対策等の観点から、制度の根幹を揺るがす見直しは断じて行うべきではなく、現行制度を堅持すること。

- (6) ゴルフ場利用税については、その税収の7割が交付金としてゴルフ場所在市町村に交付されており、ゴルフ場関連の財政需要に要する貴重な財源となっていることから、現行制度を堅持すること。

- (7) 地球温暖化対策のための税については、地球温暖化対策など環境施策において都市自治体の果たしている役割及び財政負担を十分勘案し、その役割等に応じた税財源を確保する仕組みとすること。

## 2. 地方交付税総額の確保等

- (1) 都市自治体が直面している医療、介護、子育て等社会保障などの経常的行政サービスや、道路・橋梁、学校等の改修費用などの増大、地域の人口動態や行政区域の拡大等に伴う都市自治体の財政需要を的確に地方財政計画に反映させ、必要な地方交付税総額を確保し、地方公共団体の財源の不均衡を調整し、どの地域に住む国民にも一定の行政サービスを提供できるよう財源を保障する地方交付税の持つ財源調整・財源保障の両機能を強化すること。

- (2) 地方財政計画における歳出特別枠については、地域経済の活性化に必要な財源等を確保するため、国の歳出削減を目的とした一方的な減額は行わないこと。

- (3) 恒常的な地方交付税の財源不足については、臨時財政対策債によることなく、地方交付税の法定率の引上げ等により対応するとともに、地方自治体の固有財源である「地方交付税」を特会直入とする「地方共有税」に変更すること。

- (4) 「頑張る地方の支援」の算定については、行革努力と地域活性化の成果の二つの観点から適切な指標を設定するとされているが、地方の固有財源である地方交

付税の本来の機能を低下させることがないよう配慮すること。

### 3. 国庫補助負担金の改革

国庫補助負担金については、地方分権の理念に沿って、国と地方の役割分担を明確化したうえで、真に国が責任をもって負担すべき分野を除き廃止し、税源移譲を行うこと。

また、地方の自由度の拡大につながらない補助率の引下げや補助対象の縮減等地方への一方的な負担転嫁は断じて行わないこと。

なお、制度の見直しに当たっては、地方の意見を十分に反映させること。

### 4. 消費税率の引上げに伴う簡素な給付措置の実施

- (1) 簡素な給付措置の実施に当たっては、都市自治体の行財政運営に支障が生じることのないよう、国の責任において、具体的な実施方法やスケジュール等を早期に示すこと。
- (2) 制度設計については、都市自治体の意見を十分に踏まえるとともに、給付に係る経費については、超過負担が生じることのないよう、事務費を含めて、国において確実に負担すること。
- (3) 住民に正しい情報が伝わるよう、国の責任において、様々な機会及び媒体を通じた情報提供を行い、周知徹底を図ること。